

○電波法第六条第七項各号の無線局が使用する電波の周波数（平成24年総務省告示第426号） 新旧対照表

改正案	現行																
<p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p>	<p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 488 645 544">無線局</th> <th data-bbox="645 488 1093 544">周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 544 645 810"> <p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="645 544 1093 810"> <p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 810 645 1134"> <p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p> </td> <td data-bbox="645 810 1093 1134"> <p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1134 645 1193"> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="645 1134 1093 1193"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	無線局	周波数	<p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p>	<p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 488 1538 544">無線局</th> <th data-bbox="1538 488 1986 544">周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 544 1538 810"> <p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="1538 544 1986 810"> <p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 810 1538 1134"> <p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p> </td> <td data-bbox="1538 810 1986 1134"> <p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1134 1538 1193"> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="1538 1134 1986 1193"> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	無線局	周波数	<p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p>	<p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
無線局	周波数																
<p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p>																
<p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下</p>																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
無線局	周波数																
<p>1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz を超え 748MHz 以下 900MHz を超え 915MHz 以下 1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下(注 1) 1,744.9MHz を超え 1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p>																
<p>2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz を超え 803MHz 以下 945MHz を超え 960MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下(注 2) 1,839.9MHz を超え 1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下(注 3) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,625MHz を超え 2,655MHz 以下</p>																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>注 1～3 (略)</p>	<p>注 1～3 (略)</p>																